

令和 7 年度第 3 回茅ヶ崎市教育基本計画審議会 会議録

議題	1) 教育委員会の点検・評価結果報告書（令和 6 年度 自己評価）について 2) 茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案の案）について
日時	令和 7 年 8 月 1 日（金）午前10時00分～午前11時30分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 5 階 F 会議室
出席者氏名	教育基本計画審議会委員 笠原 陽子会長 久保内 加菜委員 宮瀧 交二委員 塚本 悠委員 三末 佳子委員 城田 禎行委員 鈴木 葉子委員 山本 哲史委員 佐藤 洋委員 （事務局） 竹内教育長 白鳥教育総務部長 小川教育総務課長 高橋課長補佐 行川主査 伊藤主査 木村教育指導担当部長 新居学校教育指導課長
会議資料	・ 次第 ・ 資料 1 点検・評価結果報告書（P. 18, 19） ・ 資料 2 茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案の案） ・ 資料 3 茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案の案）の主な修正点について ・ 参考資料 1 アンケート結果報告（速報） ・ （差し替え）資料 2 茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案の案）（P. 34 コラム）
会議の公開・ 非公開	公開
傍聴者	0 人

○小川教育総務課長

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。茅ヶ崎市教育委員会教育総務部教育総務課長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の開催にあたりまして、教育長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長

皆さま、おはようございます。猛暑の中、また公私ともに大変ご多忙の中、本年度第 3 回目の教育基本計画審議会にご出席いただきまして、心より感謝申し上げます。大変ありがとうございます。

本審議会では、教育基本計画の中間見直し及び改定につきまして、昨年度から 3 回のご審議をいただいております。いよいよ佳境に入ってきたところでございます。

本市の教育の方向性を示す羅針盤ともいべき教育基本計画の計画後期におきましても、基本理念である「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性と自律性をはぐ

くむ～」ということをはじめとする計画の基本的な考え方を堅持・継承した上で、社会情勢の変化と時代の先を見据えた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

一例といたしましては、一昨日の津波警報の発令に伴いまして、市内の小・中学校等を避難所として開設したところですが、近年、予測困難な様々な事態が発生しておりまして、それに伴う問題も多様化している現状を鑑み、改定案におきましては、災害、気候変動等による熱中症や感染症などの発生を想定した取り組みの強化なども、新たな重点施策に位置付けております。

また、計画前期における博物館の建設などの見えやすい事業と比較いたしまして、後期の取り組みは一見地味で、総花的な印象を抱かれやすいこともあるかもしれません。しかしながら、計画前期の振り返りを踏まえた上で、どのような状況にあっても地に足を着け、子どもたちをはじめとして、教育に関わる全ての方々が安心して学べる機会と環境を整えていくことが、私たち教育委員会の使命と責任であると考えております。そのための1つ1つの地道な取り組みを最大限に大切にしたいので、改定案をまとめてまいりたいと思っております。

この趣旨をご理解いただきまして、本日も真摯で建設的なご審議をお願いいたしまして、一言ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○小川教育総務課長

ありがとうございました。本日の審議会につきましては、茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づきまして、実施させていただきます。それでは、開催にあたりまして4点確認をさせていただきます。

初めに傍聴者ですけれども、本日傍聴者はおりません。

また、委員の出欠席ですけれども、久保内委員から多少時間に遅れるというご連絡をいただいております。委員9名のうち8名の委員が出席をいただいております。従いまして、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第5条第2項に基づきまして、過半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、本審議会の成立をご報告させていただきます。

なお、本会議の内容は公開となりまして、会議の経過を明らかにするため、会議録を作成し、会議資料とともに市役所市政情報コーナー及び市のホームページで公表することになっておりますのでご承知おきください。

続きまして、配付しました資料の確認をさせていただきます。初めに「本日の次第」。続きまして資料1としまして「教育委員会の点検・評価結果報告書」の18ページ、19ページの1枚もの。続きまして資料2としまして「茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）」、これは冊子となっております。資料3としまして「茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）の主な修正点について」となっております。

また、当日資料といたしまして参考資料1「アンケート結果報告（速報）」と「茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）」の34ページになります。政策2のコラム案の差し替え版を机上配付させていただきます。

以上となりますが、過不足等ございませんでしょうか。

なお、本日、学校教育指導課の職員が同席しております。公務の都合により途中で退席させていただきますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、審議会規則第5条に基づきまして、笠原会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○笠原会長

それでは、議題を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議題1として「教育委員会の点検・評価結果報告書（令和6年度自己評価）について」ということで、まず事務局からのご説明をよろしくお願いいたします。

○高橋教育総務課課長補佐

それでは、説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

前回、第2回の審議会で、教育委員会の点検・評価結果報告書（令和6年度自己評価）についてご審議をいただきました。その中で、報告書18ページの「取り組み4 いじめ・不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援」に係る、「いじめ」と「不登校」に関する記載についての議論がございました。

そちらを受けまして、事務局として整理を行いまして、標題を「いじめ、不登校等…」と記載を修正し、資料1を同ページの修正版としてお示しするものです。

内容をご確認の上、こちらの内容を報告書の18ページとさせていただきたいと考えております。こちらの内容の詳細につきましては、学校教育指導課長より説明を申し上げます。

○新居学校教育指導課長

学校教育指導課長の新居でございます。よろしくお願いいたします。

本日は会の冒頭に、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。

6月23日に開催されました教育基本計画審議会の基本方針1の議題において、「取り組み4 いじめ・不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援」について、鈴木委員からご質問をいただきました。ありがとうございました。

私自身、ご質問の趣旨を十分に把握できておらず、曖昧な回答してしまい、誠に申し訳ございませんでした。改めて、ご説明をさせていただきたく、お時間を頂戴させていただきます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、鈴木委員からいただきました「いじめ・不登校など学校の実態等の把握」の「など」とは何かというご質問をいただきました。その点につきまして、私からお答えをさせていただいたわけですが、毎年、実施している国の調査、正しくは「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と言います。この調査で示している「等」の表記と同様といった回答をさせていただきました。

しかしながら、十分な説明とはなっておらず、不十分であったと思っております。申し訳ございませんでした。

国の調査で使われているこの「等」の言葉については、長期欠席者のうち、病欠や経済的理由など、不登校に分類されない、そういった場合があることなど、児童・生徒指導全般に関わる多様な支援対象を把握することを目的に、学校生活に困難を抱えるケースを包括する意味で「等」と使用をしているものでございます。例えば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談、また、教育支援センターへの相談件数、あるいは自死事案、そういったことを示しているものでございます。

また、その後のご質問として、「いじめと不登校は必ずしもイコールではないと思うので、1つの

括りで示すことは違うのではないかと、そういった鈴木委員のご意見に対しては、その場での答えができておりませんでした。

資料には、「いじめと不登校」を1つ括りで示しているものの、事業量（実績）で示しているのは、いじめの認知件数、そして解消率であり、不登校に関する記載はありません。また、鈴木委員から「いじめと不登校について、同じ問題であるかのように捉えられる記載については違和感がある」とご指摘をいただいた通り、本市といたしましても、「不登校は問題行動ではないとの認識」から、改めて資料を「いじめの実態把握」、そして「不登校の実態把握」に分けてお示しするよう修正させていただければと思います。

この度は、委員の皆さまからいただいた貴重なご意見、ご質問に対して、丁寧さ、そして高い意識を持って回答しなければならないところ、対応が不十分であったと反省しております。

なお、担当課については、未然防止、そして調査等を担当している学校教育指導課に加えて、不登校児童・生徒への支援等を担当する教育センターを追記しております。以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございました。まず、鈴木委員から、ご説明に対して何かご意見ございましたらお願いいたします。

○鈴木委員

私の質問に対して、非常に丁寧にお答えいただきありがとうございます。やっぱりいじめと不登校が別々に記載されていることで、いろいろな誤解も招かないし、分かりやすくなっていると思います。その件は、とても解決していただいて良かったと思っています。

加えてちょっと質問ですが、この「いじめの解消率」というのがここに出てるんですけど、これはいじめがその年度内に発生して、年度内に解決するとはちょっと思えないんですけど、そういうところはどういう括りで、例えば令和5年度でしたら、小学校何件で解消率が99.4%ってことは、もうほぼ解決してるというふうに見れるわけなんですけど、そういうのはその年度に区切って出せるものなんでしょうか。

○笠原会長

事務局、お願いします。

○新居学校教育指導課長

よろしくお願いいたします。

いじめの解消率、いじめが止んだかどうかという判断については、3か月間の猶予を持って見守りを学校の方ではしております。いじめの認知をしてから3か月間の見守りとなりますと、年を明けて1月、2月、3月に起きたいじめ事案については、特に年度内での解決ということはできないことになります。年度が明けた4月、5月、6月あたりまでしっかりと見守りを、新しいクラスになった状態でも見守りを続けて、最終的には7月の夏休み前のところで確認をさせていただいて、解消されたかどうかといったことを、前年度の解消率ということで報告させていただいております。以上でございます。

○笠原会長

鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員

はい。ありがとうございました。

○笠原会長

事務局に確認ですが、そもそもこの問題行動等調査というのは、国からいつの段階で、市町村に調査が入るのか。その時に実際にいつからいつまでの結果について報告をするよう依頼があるのかという基本的なところを、確認のために教えていただけますか。

○新居学校教育指導課長

ありがとうございます。この調査については、年度ごとに決められておりまして、令和5年度であると、令和5年度の4月1日から、その年度の最後の3月31日までということとなっております。以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございます。この資料の下にも、「いじめが解消している状態は、少なくとも2つの要件が満たされているかどうか」ということを基本として、特に年度末の1、2、3月の状態については、3か月間の見守りを経て、7月の夏休み前に解消しているかどうかというのをこの2つの要件から確認をして、そして調査の方に計上しているという、そういう理解でよろしいですか。

○新居学校教育指導課長

はい。

○笠原会長

鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員

はい。

○笠原会長

教育長、お願いいたします

○竹内教育長

今の件につきまして補足でございますが、国ではなくて、神奈川県教育委員会では、年度末までに起きた様々ないじめ事案について、最終的に年度をまたがって7月ぐらいに改めて報告を取るという独自の調査をやっていただいております。そこでも確認はできていることだと、こちらは理解しております。以上です。

○笠原会長

補足の説明、ありがとうございました。

それぞれの自治体で工夫をしながら、そのいじめに遭った児童・生徒の心のケアも含めて、学校への登校ができるような状況になるまで見守りがなされていると、そのことをしっかり把握しながら、学校生活へと導いているという状況をご説明いただきましたので、こういう調査は所管課の方々は、当然、お分かりになると思うのですが、市民の方々からするとなかなか見えにくい部分もあるかと思いますが、ぜひこういう機会に丁寧にご対応いただけると、理解が進み地域や家庭の方々からのご協力も得られるかと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○宮瀧委員

私は新座市の教育委員やっているんですけども、こういう調査はどこもやっていると思うんですね。それで、解決と、それから教育委員会としての取り組みの終了ってのは、また違うと思いますので、当事者の児童が市内で転校したとかね、あるいはご家庭そのものが引っ越されたとかね、いろんな形でその取り組みが終了することもありますから、そういう事案も含めて、本当に解決する事例もあるでしょうし、教育委員会の対応としては手を離れたっていうものもあるでしょうし、その辺を細かくやっぱり理解して、数字で評価するのはあんまり僕はいいいとは思わないんですけどでも、数字で評価しないと、多分、評価できないので。ですから、ちょっとその中身はやっぱりかなり多様であるっていう認識は共有できたらと思いますが、いかがでしょうか。

○笠原会長

事務局、今の宮瀧委員のご意見について、お願いいたします。

○新居学校教育指導課長

ありがとうございます。

いじめの被害に遭われたお子様、そして保護者に寄り添うということが1番大切かなというふうに思っております。このいじめが解消されたかどうかということも、学校の教職員の判断だけではなく、被害に遭われたお子さん、そして保護者に十分に確認を取った上で、判断をしていきたいと思っております。以上でございます。

○笠原会長

ありがとうございます。他の委員の皆さんからは、何かご意見、ご感想も含めてございますか。久保内委員、お願いいたします。

○久保内委員

久保内です。今日はすみません。遅くなりました。

今のところとなりますが、少なくとも、いじめ、そのあとが不登校というふうに被害者のルートがそのような形でイメージ化されないような、そういう工夫はぜひお願いしたいと思っています。むしろ、加害児童・生徒の寄り添いというのにも必要かと思っています。少なくとも、いじめだから、被害を受けた児童・生徒は不登校というふうな、何かそういう並びはない方がいいように思っております。

た。

それから、少し先に進むんですけども、改定版（素案の案）の 11 ページの下のところでは、11 ページの下で、「子どもを取り巻く社会問題の多様化・複雑化」というところで、「いじめ・不登校」という表現になっているんですけども、読点を付けた方が良いように思いました。

○笠原会長

ありがとうございます。最終的なチェックはこれからと思いますが、今のご指摘をいただいているので、ぜひもう 1 回確認をしていただいて、同じような並びにさせていただくことをお願いしたいと思います。

他はよろしいですか。それでは、この件に対しましては、以上とさせていただきます。

次の議題に進めていきたいと思います。議題 2 として「茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案の案）について」ということで、事務局からお願いいたします

○伊藤主査

それでは、資料 3 の「茅ヶ崎市教育基本計画 令和 8 年度改定版（素案の案）の主な修正点について」ご説明いたします。

資料 3 は、第 1 回審議会でのご意見等を踏まえ、修正点をまとめたものになります。本日は主にこの修正点の部分について、皆さまからご意見をいただければと思います。

では、資料の内容説明をいたします。

修正点の 1 つ目は、「計画改定後に重点的に取り組むべき方向性を強調する記載を追加」です。第 1 回審議会では、「分かりやすくなっているが、全体的に総花的に見え、取り組むべきことの優先順位が分かりにくい」とのご意見をいただきました。

重要度や優先度については、学校教育、社会教育、それらを下支えする教育行政の分野で、それぞれの主体が共有した課題認識のもと、取り組むべき施策の重要度・優先度を示すものとして、冊子の 17 ページに計画改定の方針性をポンチ絵で示すとともに、冊子の 23 ページから 25 ページで 10 の重点施策を示すことで、改定後に重点的に取り組む方針性を強調する記載を追記いたしました。

修正点の 2 つ目は、「「茅ヶ崎らしい色」を紹介する事例コラムを追加」です。

第 1 回審議会では「どこの自治体とも変わらないような印象で、茅ヶ崎らしい色が見えにくい」というご意見をいただきました。

前提としましては、基本理念である「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する ～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～」に象徴される、全ての教育に関わる人たちが、他者との関わりから、お互いの立場や役割を認め合い、共に成長しようとする姿勢が、茅ヶ崎の独自色であり、計画対象期間全体を通して推進していくべきことと捉えており、本計画に基づく個別の活動や事業において、その色が表現されるものと捉えています。

そこで、今回、計画の基本理念及び計画改定の方針性の考え方を体現する、計画前期において取り組んできた茅ヶ崎らしい事例を「学びあい 育ちあい 支えあう ちがさきの教育」と題しコラム化して差し込むことで「茅ヶ崎らしい色」を表現いたしました。

コラムとしましては、茅ヶ崎市として特徴的な取り組みを、政策 2、政策 3、政策 5、政策 6 の 4 つのコラムを作成いたしました。

素案の案の冊子の 34 ページをお開きください。こちらにつきましては、今回、差し替え版として

追加でお配りしているところになります。政策2のコラムとして「効果的なICT活用で豊かな「学びあい」の時間を創る」というタイトルで、1人1台端末のより効果的な活用について、授業支援システムとデジタルドリルの活用の事例を記載しています。

続いて、冊子の40ページになります。こちらは、政策3のコラムとして「地域の教育力で解決！夏休み昼ごはん問題から地域のつながりを創る」というタイトルで、小和田公民館の夏休みの小学生の昼食、居場所対策として、地域のボランティアとの調理実習の取り組みを記載しています。

続いて、49ページをお開きください。政策5のコラムとして「深い学びを実現するための情報活用能力の調査研究」というタイトルで、小・中学校の教員によるICT機器や友だちの意見、以前に学習したことといった様々な情報の活用について、調査研究の取り組みについて記載しています。

続いて、52ページをお開きください。政策6のコラムとして「気候変動対策、災害避難所…総合的に学校・地域を支える学校体育館整備」というタイトルで、小・中学校のエアコンと、災害時にエアコンや照明を使用するための発電機の整備について、記載しています。

以上が、茅ヶ崎らしい色として表現したコラムに関する説明となります。

続いて、資料3の修正点の3つ目として「各施策の説明文を修正」です。

第1回審議会でのご意見や、庁内の課長級職員による検討会議や各課担当長級の作業部会での意見を踏まえ、施策の説明文等の修正を行いましたので、1つずつご説明いたします。

なお、上から3つ目の「政策1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進」と裏面の上から2つ目「政策3 学びと交流を通じた地域の教育力の向上」を太字にしていますが、その2つは内容も含め修正した部分となり、その2つ以外は、大きく内容は変更していませんが、表現や文言をより分かりやすく修正したところになります。

素案の案の冊子上は、第1回審議会以降、修正、追加した部分は、データ上は緑字、網かけとし、印刷したこちらの冊子上は網かけで表示されています。なお、ページの構成を正確に把握し、素案の案の冊子として作成していくため、削除部分については取り消し線で表記はしていませんので、確認が必要な場合は第1回で使用了素案の案と比較が必要になりますので、ご承知おきください。

冊子の30ページをお開きください。政策1の施策「地域の教育資源を生かした学校運営」の説明文になります。説明文の3行目、「地域の交流や学びの拠点となる学校を目指します」という部分ですが、以前は「学校の充実を目指します」としていましたが、文章として表現が分かりにくいので、「学校を目指します」と文言を修正いたしました。

続いて、同じページの施策、「ICTを活用した学習環境のさらなる充実」の説明文ですが、網かけ部分の「整備によって蓄積されるデータを適切に活用し」を追加することで、より具体的なICT活用について記載いたしました。

続いて、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進」の説明文については、第1回審議会、特別支援学級の全校整備とインクルーシブ教育の推進が、分離なのか合流、統合なのか、どこを目指したいのかが分かりにくいといったご意見をいただきましたので、まず市として推進していくところを説明文の頭に持ってきて、「共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育を推進します」を説明文の最初の一文としています。そして、インクルーシブ教育を推進していくということの説明として、次の文で、「様々な支援」、ここで言うのは施設の整備だけでなくふれあい補助員や学校看護介助員といった人的資源を含んでいますが、「様々な資源を活用しながら、全ての子どもが居住する地域の学校で共に学び共に育つことを目指します」と示しています。ここについては、第1回までは「全ての子どもが同じ場で共に学び共に育つことを目指し」としていましたが、より具体的に「居

住する地域の学校で」としています。

続いて、「児童・生徒の抱える諸課題への学校の対応力の向上と安心して教育を受けられる環境の整備」の説明文になりますが、最後の行の「全ての児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます」とありますが、ここは、第1回までは「不登校の児童・生徒」としていましたが、第1回審議会で学校の現状として不登校の児童・生徒だけでなく、全ての児童・生徒の抱える諸課題に対して、早期発見・解決に取り組んでいるというご意見を踏まえ、修正しました。

続いて31ページをお開きください。市長部局との連携の「様々な資源と分野を学ぶ機会の創出」の説明文で、こちらは第1回審議会で防災、防犯教育についての重要性についてご意見をいただいたので、新たに「防災、防犯」を追加しました。

続いて、資料3の裏面になります。素案の案の冊子ですと34ページをお開きください。

政策2の施策「教職員の働き方改革と校務DXによる子どもと向き合う環境づくり」の説明文です。第1回の審議会で、教職員の働き方改革は、学校と教育委員会だけでなく、地域も重要であるというご意見を踏まえ、「地域」を加え、「学校・地域・教育委員会が一体となって進め」と修正いたしました。

続いて、39ページをお開きください。政策3の施策「学びと交流を通じた地域の教育力の向上」の説明文です。第1回の審議会で、「子どもから大人までが共に楽しく学び、交流する機会」のところで、「個人または集団で学んでいくということであれば、「楽しく」という表現は不要ではないか」というご意見から、「楽しく」を削除し、さらに説明文の6行目に「誰もが学びやすい方法で」を追加しました。また、社会教育活動の主体が学習者であることから、最後の部分を「社会教育活動に取り組みます」から、「社会教育活動の推進に取り組みます」に修正しました。

続いて、40ページの施策「家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成」の説明文は、最後の行で「子どもたちを育てる環境づくりを支援します」としていましたが、文章として「育てる環境づくりを支援します」という表現が分かりにくいので、「育てる環境を支援します」に修正しました。

続いて、48ページをお開きください。政策5の市長部局との連携の「次世代育成のための情報交換や研修の実施」の説明文で、第1回審議会までは「多方面からの切れ目のない支援の仕組みづくりに取り組みます」としていましたが、「多方面からの切れ目のない支援」という言葉は、特別支援学級をはじめ、配慮が必要な子どもの支援を想起させる表現として使用されることが多く、ここではそういった配慮が必要な子どもに限定せず、全ての子どもに対する取り組みであることから、「切れ目のない連携に取り組みます」に修正しました。

続いて、52ページをお開きください。政策6の施策「教育施設の再整備」の説明文について、第1回審議会で「教育理念を織り込んだような建て替えや工事のあり方について、記述した方が良い」とご意見をいただきましたので、網かけ部分で「本計画の基本理念を反映し」と追記しています。

続いて、資料3の修正点の4つ目として、「「資料編」に「茅ヶ崎市の教育に関する基礎データ」「用語解説」等を追記」です。

72ページをお開きください。第1回審議会での「資料編に基礎データを追加した方が良い」というご意見を踏まえ、72ページから75ページまで基礎データを追加しました。1) 2) は、市全体に関わるデータを記載し、3) 以降は、政策に関わる基礎的なデータを掲載しています。

なお、各データについては、二次元コードを読み込むと関係するサイトにアクセスできるようにしています。

1) は、令和7年度当初予算概要で、当初予算に占める一般会計と、一般会計に占める教育費をグ

ラフで示しています。

2) は、将来人口の推移として、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口の茅ヶ崎市の推計をグラフで示しています。

3) は、市内の小・中学校の概況を、4) は市内の小・中学校の一覧を記載しています。

5) は、児童・生徒数推計として、毎年5月1日付の児童・生徒数を用いて推計したものをグラフで示しています。

6) は、市内教育施設として、教育委員会が所管する学校施設以外の教育施設一覧を記載しています。

7) は、市内指定・登録文化財一覧として、国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財、国登録有形文化財を記載しています。

77 ページ以降は、用語解説で、今回、新たに「特別支援学級」「GIGA スクール構想」「デジタルアーカイブ」「通級指導教室」「校務 DX」を追記しました。

また、資料編の 70 ページでは、今回、追加資料として配付しました、児童・生徒・保護者アンケートの結果概要の抜粋を追記していく予定です。

続いて、資料3の修正点の5つ目として「その他」になります。その他としましては、全体を通して文章の重なりを精査するなど、必要な文言の修正を行いました。

以上、資料3の説明となります。続いて、当日配布資料として参考資料1「アンケート結果報告（速報）」について、ご説明いたします。

○行川主査

それでは、当日配布の参考資料1「アンケート結果報告（速報）」について、説明をいたします。

まず、資料の1ページ目をご覧ください。アンケートは教育基本計画改定に伴い、家庭や地域社会との関わり、魅力的な学校等について、児童・生徒及び保護者のニーズや意見を把握することを目的に実施いたしました。

対象は、市内公立小学校 19 校、中学校 13 校及びその保護者です。回答方法は、ウェブアンケート方式で、児童・生徒は各学校で iPad を用いて回答し、保護者は欠席連絡ツールを経由して、回答 URL を送付し回答をいただいています。

調査期間は、児童・生徒は掲載している期間に各クラスの担任のタイミングで実施をいただき、保護者は回答期間に保護者の方のタイミングで、回答いただいております。

回答数に関しては、児童 1,976 件、生徒 1,747 件、児童の保護者が 810 件、生徒の保護者が 743 件でした。

資料の構成ですけれども、2 ページから 9 ページまでが児童・生徒の回答結果になります。10 ページから 19 ページまでが保護者の回答結果になります。また、20 ページから 25 ページは、児童・生徒及び保護者に同じ性質の質問をしていますので、その結果を比較しやすく並べております。

また、今回の資料は、速報値のため、選択式の回答をまとめているもので、記述式のものについては、現在、集計作業を進めております。教育基本計画の改定版にはアンケート結果から一部抜粋したものを掲載し、全体のアンケート集計結果は、二次元コード等でホームページの URL を掲載し、ご覧いただけるようにする予定です。

アンケート回答内容の一部をご説明いたします。21 ページをご覧ください。21 ページと 22 ページになりますが、こちらは児童・生徒及び保護者にそれぞれ「どのような学校に魅力を感じるか」を質

問しています。回答結果から、「友だちや仲間と分かりあえる関係がつけれる学校」「授業がわかりやすく楽しい学校」「いじめや差別のない学校」に多くの回答が集まりました。資料2の基本計画改定版（素案の案）の23ページ「基本方針別の重点施策」でも、「ICTを活用した学習環境のさらなる充実」や「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進」では、学ぶ意欲を高め、考えや意見を共有し、様々な資源を活用しながら、全ての子どもが共に学び、共に育つことを目指しております。

また、アンケートの23ページをご覧ください。ここでは、「今住んでいる所がどのような場所だといいか」の質問をしたところ、児童・生徒、保護者共に「学校に安全に行けて、安心して生活できる」が1番多く、基本計画改定版（素案の案）の25ページで「児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策」を重点として取り組む、計画の方向性を確認できています。次に回答の多い「公園など、遊べる場所がある」については、児童・生徒及び保護者から多くの意見が出ており、今後の施策に活かしていくよう市長部局と情報共有を図っていきます。

また、保護者については、「図書館・博物館・公民館等の文化施設が充実している地域」が3番目に回答が多く、素案の案の24ページの「学びと交流を通じた地域の教育力の向上」で示す重点施策である「子どもから大人までが共に学び、公民館、博物館、図書館などを拠点に様々な分野に関して、誰もが学びやすい方法で学び、体験をする機会を提供する」という施策とニーズの方向性を確認することができました。

最後にアンケートの11ページをご覧ください。こちらは保護者のみの質問事項になりますが、「地域とともにある学校にするために、何が大切だと思うか」と質問したところ、「地域の施設などを利用した校外学習を進める」「ゲストティーチャーや部活動の指導者など、外部の人をより多く学校に招く」が共に多くの回答を集めていました。既に水泳事業等も実施しているように、地域資源の活用や改定版（素案の案）の14ページの本計画策定後の課題にも記載されているように、コミュニティ・スクールをはじめとした地域や多様な主体との連携・協働を進めることが必要と考えます。

以上、簡単ではありますが、参考資料1の説明となります。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

事務局、ありがとうございました。

それでは、ここから皆さんからご意見をいただいていくわけですが、まず、先ほど事務局から説明がありました修正点について、皆さんから順番に意見をいただいて、アンケートについては最後に何かお聞きになりたいことがあれば、聞いていただくということで時間を取りたいと思います。

それでは、修正点の1つ目の「計画改定後に重点的に取り組むべき方向性を強調する記載を追加」ということで、17ページのポンチ絵と23ページから25ページの重点施策を示すという整理をいただいておりますが、その部分について何かご意見はございますか。鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

鈴木です。25ページの教育施設の再整備というところに、「学校施設の建て替えや長寿命化を進めます」という文言があるんですが、改定前を見ると、ここに「学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化」と入っていたのですが、改定版（素案の案）では「社会教育施設」という言葉が抜けているのはどうしてなのかなというのと、あと52ページに、これと同じ文言が出てくるんですが、そちらは学校教育という括りの中での話であろうということで、社会教育施設がないのかなと思

うんですが、もしそうであるならば、社会教育の部分に社会教育施設のそういうことに触れる部分があるべきではないかと思うんですが、それが見当たらないのはどうしてかなというふうに思います。

○笠原会長

ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

○高橋教育総務課課長補佐

事務局より説明をさせていただきます。ありがとうございます。

この計画の構成上、23 ページから 25 ページにつきましては、基本方針 1 から基本方針 3 までの計画における重点施策を全て集めて掲載しているという形になっております。そして、それぞれ基本方針のところに、重点施策が他の施策と並べてもう 1 回出てくるという構成となっていますので、同じ内容で再掲しています。

そして、今回の改定版（素案の案）では、この教育施設の再整備において、学校施設のみとしたところの経緯なんですけれども、こちらは学校施設再整備基本計画というものがございまして、学校施設の整備を、学校施設再整備基本計画の中で 1 つの計画として集めていき、教育委員会としてやっていくという市としての方針があります。ただ、当然、社会教育施設をやらないかというところではなく、社会教育施設は市長部局の資産経営課で所管する公共施設等総合管理計画で、他の公共施設と合わせて整備を考えていくという整理をしたというところがありまして、今回、改定版（素案の案）では、学校施設にしております。

改定版（素案の案）の社会教育の分野のところ、その施設整備のことが、確かに施策としての内容としては載っていないんですけれども、当然、ここはしないということではなくて、きちんとそこは見えていく予定でございますので、そういった整理の中で、こちらを学校施設という文言にさせていただいているということになります。以上です。

○笠原会長

鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員

それはそうだと思いますが、やはり社会教育施設の再整備をやろうと思っただけではないということですが、公民館とかは特にもう老朽化しておりまして、今、新しい複合施設、コミセンを核とした複合施設が松林などでもうすぐ完成しますが、そういう方向に向かっているのかなと。公民館を主に利用して、今まで活動してきた者にとっては、何か後々もう公民館はなくなっていくのかなというふうに話が出るようなときに、改定版（素案の案）に全く社会教育施設の話が出てないというのは、ちょっと寂しいというか、書いていただかないと分からないので、どこかに気持ちを表してほしいと思います。

○笠原会長

ありがとうございます。宮瀧委員、お願いします。

○宮瀧委員

今、鈴木委員がおっしゃったことは、この委員会でもずっと10年ぐらい前から繰り返し出ている話で、私も随分いろんな提言をしてきました。社会教育施設っていう時に、教育委員会の立場からいうとどうしても博物館、文化資料館と公民館中心になりますけど、市民の方から見れば、美術館もそうだし、コミュニティセンターもそうですよね。だから、部局が市長部局だから、そういうのを入れないとかね。そういうのあったけど、やっぱりそれはだめですよ。やっぱり市民の方から見れば、美術館もコミュニティセンターも、公民館や博物館と同じように考えられるわけですから、だからやっぱり今の鈴木委員の発言にもありましたように、やってないわけじゃないっていうなら、やっぱり書いた方がいいし、担当が市長部局だったら（市長部局担当）とか入れとけばいいわけだね、前に比べるとだいぶ良くなったと思いますが、あんまり縦割りの考え方ではなく、もう1歩踏み込んで、市民の皆さんの目線で、公民館もコミュニティセンターも一緒、学校と博物館の連携っていうときには、学校・博物館・美術館との連携って書けるように、やっぱり踏み込んでほしいなと、さらに要望したいと思います。でも随分、10年前に比べると、すごく良くなったと思いますけどね。

○笠原会長

ありがとうございます。その件について他の委員の方、何かご意見ございますか。久保内委員、お願いします。

○久保内委員

ぜひ私も社会教育施設は触れていただきたいというふうに思っておりましたので、よろしく願いますということと、それから確かにもう全体的に非常に分かりやすくなって、ぜひこのコラムを入れたりとか、そういった工夫も素晴らしいと思っております。資料編の用語解説のところも充実されていて、素晴らしいなと思っています。

用語解説について、これもお手間になりますけれども、可能であれば茅ヶ崎らしさといいますか、茅ヶ崎では一般的にはこうだけれども、茅ヶ崎市ではこうであるっていうのが、一言、一文加えていただくと分かりやすく、より茅ヶ崎らしさが出るかなと思っております。その件で、13番の特別支援学級についても追記をしていただいたということでした。こちらの内容をぜひ、特別支援学級、茅ヶ崎市では全ての小・中学校に設置というふうなことを加えていただければと思っておりますが、読み方によっては、「対象となる障がい」ということで知的障害者等がいろいろ書いてありますが、障がい者であると自動的に特別支援学級に行くというふうな何かそんな理解につながってしまわないかなというふうに思っていますので、少し書き方の工夫をしていただけると良いように思いました。この特別支援学級のところは、そんなに細かく知的障害者、肢体不自由者等、書かなくても良いように思うんですけども。茅ヶ崎市ではとにかく全校配置を目指しているということが書いてあると良いように思いました。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。皆さん、同じような意見で、改善されているということが、我々が読んでいてもよく伝わってきます。今回、点検・評価もそうですけれども、今まで教育委員会として市長部局との連携を非常に強く進めてらしているわけですから、やはり目に見える形で示さない限り、理解を得られるということはなかなか難しいので、ぜひ社会教育施設に関しても、前は載っていたのに今回はないということになると、なぜなんだろうというのは当然の疑問になりますので、そこを明確に

示していただければと思います。

それから、久保内委員がおっしゃった用語解説の部分の記載の仕方ですが、なかなか難しいです。解説は、その用語の内容が分かることがまず1番の目的であり、そこに茅ヶ崎らしさを加えていくことで、その目的が十分に表すことができるかどうかという、その辺はもう少し整理をした方がいいと思いますが、久保内委員、いかがですか。他のところで何か代替ができるかどうかというのはいかがですか。

○久保内委員

ありがとうございます。茅ヶ崎らしさを加えると、確かに煩雑になってしまうということがあります。ただ、ふれあい補助員の説明であったりとか、茅ヶ崎独自のいろんな呼び方とかそういうことを考えていったときに、例えば、その特別支援学級、コミュニティ・スクールについては、「茅ヶ崎では…」という、一文加えるとつながってきやすいようには思っていますので、ご検討お願いしたいと思います。

○笠原会長

久保内委員がおっしゃっていただいたように、ご説明の後に、「茅ヶ崎では…」というふうな言葉をつけて、具体的な状況を示していくということで、説明と茅ヶ崎市の状況を明確に分けていただくことによって、両者を併存できるような形にしていくという方向性で整理をしていただくということで、皆さんよろしいでしょうか。

(一同了承)

○笠原会長

では、ぜひそういう形で、茅ヶ崎が取り組んでいることがしっかり伝わるように、久保内委員からのご指摘をぜひ反映していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、修正点の1つ目については、よろしいでしょうか。17ページの図とかは、特段、ご意見等はなく、この状態でよろしいですか。白黒なので、イメージとしてどんなふうになるのかというのが少し分からないんですが、こういう形で重点的に取り組む方向性を示したという、これはこれで非常に分かりやすいということではよろしいでしょうか。

(一同了承)

○笠原会長

それでは、続いて、修正点の2つ目ということで、前回、皆さんから茅ヶ崎らしさという、その辺のところ非常にご意見として出てきた部分を、コラムということで整理をしていただきました。4つのコラムが載っているかと思いますが、実際に事務局が足を運んで、それぞれの様子を見てきていただいて、それをこのコラムに反映しているというような、そういうプロセスもあるということを踏まえて読んでいただけると、やはり読む人の側に立って書かれていることがよく伝わってくると思いますので、今回のコラムについてご意見がございましたらお願いをしたいと思います。三末委員、お願いします。

○三末委員

三末です。このコラムを入れたのはすごくいいなと思いました。具体的なイメージがしやすいので、非常にいいと思います。

ただ、40 ページと 49 ページのコラムっていうのは、これはもう行われたことなんですか。これからやろうとしていることなんですか。40 ページのコラムには、「令和 7 年の夏」と書いてあって、夏休み入ってすぐで、もうどこかでやったのかなとちょっと思ってしまうして、既にもう行ったことを、コラムとして載せたのかちょっと説明をお願いいたします。

○笠原会長

事務局、お願いします。

○伊藤主査

こちらは、小和田公民館で実際に今年度の夏休みから実際に行われているものになります。49 ページにつきましても、既に 2 年間の調査研究を行い、今年度 3 年目になりますので、発表会を先日行ったものになっております。こちらのコラムについては、基本的には計画前期で取り組んだ茅ヶ崎らしい取り組みとして掲載しております。

○笠原会長

三末委員、よろしいですか。

○三末委員

はい。

○笠原会長

他に皆さんから、いかがでしょうか。宮瀧委員、お願いします。

○宮瀧委員

コラムだけじゃないんですけども。この第 2 部のところですけど、私は 2 月の昨年度第 4 回の基本計画審議会で、茅ヶ崎市の独自性がやっぱり見当たらないってことを申しました。もっと文章に茅ヶ崎らしさを、やっぱり反映してほしいということを申し上げまして、例えば学校教育だと文科省の学習指導要領のところです、今、「生きる力 学びの、その先へ」という学習指導要領のコピーなんですけども。生きる力っていうことからするとね、茅ヶ崎っていうとやっぱりその富士山、大山が見え、東海道があり、海があるっていうことで自然との共生ですね。そういう自然との共生から生きる力を育むとか、そういうような表記をしてほしいとか、あるいは福井県が立志式 15 歳で 2 分の 1 成人式っていうのが始めて全国的に展開してるわけで、今、広がってますけども、これも橋本左内という勤皇の志士が『啓発録』という本を書いて、これを福井県教育委員会がものすごく各学校に広めているわけですね。茅ヶ崎でも、例えば南湖院を作った高田耕安という、ご存じのようにキリスト教の精神のもとに結核治療に日本で最初に手がけた方でそういう話が出てきてもいいのかなと思ったりもしたっていう、そういう話を 2 月にしたんですけども、そこまでは行ってないんですけど、だいたい茅

ヶ崎らしさが出たと思います。

今日の資料3を見ていただくと、2番の「「茅ヶ崎らしい色」を紹介する事例コラムを追加」っていうところの2段落目ですね。基本理念「学びあい 育ちあい 支えあい 茅ヶ崎の教育を創造する」、そこに、「全ての教育に関わる人たちが、他者との関わりから、お互いの立場や役割を認め合い、共に成長しようとする姿勢が、茅ヶ崎の独自色」だと、これやっぱりとてもいい文章だと思いますね。茅ヶ崎の独自色は、「他者との関わりから、お互いの立場や役割を認めあい、共に成長しようとする姿勢」っていうのはこれはもう今後も全面的に出してほしいぐらい良い文章だと思います。というのは、やっぱりその他者との関わり、実は茅ヶ崎の皆さんもご存じの伝統ある公民館活動ですね、地域の住民の皆さんが公民館を拠点に、いち早く他者との関わりを持ってきた。それから、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館も、行政から市民に押し付けるような社会教育ではなくて、市民の皆さんがお互いに教えあうという、本当に素晴らしい、他県・他市町村からの視察も多かったと思いますけども、市民が主役の社会教育、こういう「関わり」という言葉が、茅ヶ崎の学校教育、社会教育に通じた教育の本当に大事なことだと思います。それが全面的に出てきたっていうのもすごくうれしく思いますし、「関わり」、要するに「関心を持つ」ことから、次にどうなるかといいますと、「共感」につながるわけですね。その中で、良いと思わないこともあるでしょうけど、これは私も賛成する、私もそうしたいっていう「共感」が生まれてきますよね。「共感」があると、次、何が生まれるかっていうとそれを「維持」していきたい、「推進」していきたいっていうそういう市民の方主体の新しい社会教育というのが、まずは「関心を持つ」、「関心を持つ」ことから「共感」が生まれて、それを「維持」「推進」「発展」させていただきたいというこの流れがね、やっぱり茅ヶ崎の公民館活動や、ふるさと発見博物館事業等を通じて根づいていると思うんですね。そのところが明確に茅ヶ崎の独自色と言い切られたのはすごく画期的なことじゃないかと思いますよね。

ですから、こういうことこそ教育委員会にとどまらず、総合教育会議なんかで市長さんなんかにも含めてお話ししていただいてですね、茅ヶ崎の本当の誇りといいますか。こういうことがちょっと他のところも言及しちゃいますけど、先ほどのアンケートもとてもよかったと思いますね。そこでやっぱり保護者の方たちが博物館とか、そういう文化財の関心が高いっていうのはね、ここから来ていると思うんですね。神奈川県内で歴史系の博物館と美術館が両方あるっていうのは、本当に横浜と横須賀と相模原と平塚と茅ヶ崎しかないわけですね。ですからこういうのは、市民の皆さんは当たり前、気がつけばもう美術館もある博物館もあるんですけど、神奈川県内ではほとんどないわけですよ。隣接市なんかでは博物館の準備室が25年あったけど、結局できずに解いてしまってたね。今、浮世絵だけの施設がありますけども、市内の歴史を学ぼうと思って学校が見学できる博物館ができずに終わってしまって、美術館ももちろんありませんね。そういう、隣の芝生を見て、いろいろあるわけですけども、やっぱり茅ヶ崎の皆さん本当に恵まれた文化的環境にあって、でもこれは市民の皆さんが、少しずつ勝ち取ってこられたね、行政がそれにきちんと対応してこられた歩みの成果だと思うんですね。

そのところはやっぱりちゃんとアンケートでも出ましたし、資料3の2番のところはとっても拝見してうれしく思いまして、総合教育会議なんかでもね、ぜひ市長部局の皆さんとも共有してさらに発展させていってほしいなと思いました。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。他の皆さん、いかがですか。久保内委員、お願いします。

○久保内委員

久保内です。宮瀧委員がおっしゃられたように、今回の非常に充実した書きぶりというのは素晴らしいと思っています。

実際に茅ヶ崎の教育を反映されていると思っておりますが、用語解説について、77 ページの 6 番と 7 番、「人間性」と「自律性」、ここは非常に書きづらいところになるかと思います。道徳的価値みたいなものは書く必要は基本的にはないかと思うんですけども、ただ「人間性」というところの書き方が少し希薄な印象を受けますので、何かその「自律性」の説明と同じぐらいのボリュームのものがあると、より良いように思いました。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。「人間性」というのが、ここで用語解説されているというのはすごく重要で、学校教育において何を中心に教育を行っていくかと言ったら教育基本法では人格の完成になるわけですけども、一人一人を大切にするという観点から言えば、その子の持っている人間性を大事にしていこうというその観点が重要になってくる。なので、あと 1 行ほど説明を加えていただいて、バランスよく用語解説もしていただくと、やっぱりこう載せていくことに意味があるというか、ぜひその辺りご苦労をおかけしますけども、適切な用語解説をお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。皆さんからこのコラムの取り扱い方については、一応評価をいただきました。そして宮瀧委員からは、先ほどの 2 行ほどの文章を、ぜひこの部分を大切にしてほしいということだったので、ここだけで終わりではなくて、様々なところでこの教育基本計画の中にもこういう言葉が入り込むような形で、ぜひもう 1 回見直していただけるとありがたいかなと思います。ありがとうございました。

それでは、次の「各施策の説明文を修正」ということで、大きく内容のところまで変更したというところが、政策 1 の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進」と政策 3 の「学びと交流を通じた地域の教育力の向上」の部分で、それ以外も若干の文言の修正等があったということです。全体を通してお気づきのこと、または気になることあれば、ご意見をお願いいたします。城田委員、お願いいたします。

○城田委員

城田です。34 ページになるんですけども、教職員の働き方改革のところですね。サラッとね、適正な人材確保ってそのまま残っているんですけども、やはりこのところ、適正な人材を確保するのは当たり前なんですけども、やはりどう確保していくかっていうかね。その辺のところをもう少し突っ込んで書いてほしいなという、前にも話しましたが市費の職員を採用するとか、具体的には書けないと思いますけども、そういったことも踏まえて、やっぱり適切な人員確保というところと、ここに書けるかどうか分かんないんですけども、やはり、昨今、教職員の問題行動というのがありますので、その辺のところが起きないように対策だとか、やっぱりその辺のところも踏まえて、この辺のところをもう少し厚みを持って書いていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○笠原会長

事務局、いかがですか。その辺のところについてのご意見をお願いします。

○高橋教育総務課課長補佐

ありがとうございます。城田委員がおっしゃっているところにつきましては今後の事業、取り組み等の中では、きちんと、もちろん当然のこととして捉えながら、反映していくといえますか、体现していくような取り組みをしていきたいと考えています。ここの記載の中でどれぐらいところは書けるかというところは、もう少し整理をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○笠原会長

ここは重点施策になっているので、市としても重点的に取り組むところの1つですから、もう少し盛り込める内容については検討をよろしくお願いいたします。具体的な文言については今後出てくるということでよろしいですね。

○高橋教育総務課課長補佐

はい。

○笠原会長

よろしくお願いいたします。他はいかがでしょう。塚本委員、よろしくお願いいたします。

○塚本委員

塚本です。本当にこの資料、皆さんもおっしゃっている通り、全体的に今回とても読みやすく、後半のデータ群も含めて、何か一市民として見たときに、全体を読んで分かるような構成になっているというのはとても感じました。その施策ごとの指標とか成果をどういうふうに測るのかみたいなところの項目も入ってましたし、課題もちゃんと入ってるなと思いました。

その上で前から読んで分かりにくいなと思ったところを、この3番の項目とは違っちゃうのかもしれないですけどお伝えしたくて。7ページの1-3という項目に書いてある課題と、そのあとの1-4の課題の違いが何だろうっていうことと思っているのが1つと。1-4に書いてある課題、14ページの下の方の課題のところです、何か課題って書いてあるんですけど、ここに書いてあるのはどっちかっていうと、課題と方針が書いてある感じがして、課題って何のために書くかっていうと、その次の方針の根拠になるものが課題だと思うので。何かこの方針のところと課題が分かれているのが、少し読みにくくなったっていうのと、課題が2つ書いてあって、いつのタイミングの何の課題かが分かりにくくなったなと思ったっていうのが、お伝えしたかったことです。

もう1つが10ページところに書いてある課題として、教育行政の課題に何か基礎研究を進める必要があるって書いてあるんですけど、ここは何か読んでいて、何か急に出てきたなという感じがあって、行政で基礎研究ってどういうその考え方に基づいているのかっていうのが、あんまり分からなかったなと思いました。なので、そのなぜ基礎研究が必要なのかっていうところをもう少し明確に書いていただくといいんじゃないかなと思ったのと、併せて47ページのところに、教育行政側で基礎研究としてこういうことをやってますっていう発表テーマが書いてあるんですけど、もし基礎研究をやるのであれば、何か書くべきは発表テーマと発表テーマで分かったこと、要するにその研究の成果みたいなものを記述しないと、何かこれ要するにやりましたっていうだけで基礎研究にあんまりなっ

ない見え方になってるなと思ったので、この部分をもう少し記述できるんじゃないかなっていうことを思いました。一旦、以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○高橋教育総務課課長補佐

ありがとうございます。まず、6 ページからの1－3と、11 ページからの1－4のところなんですけれども、今回、改定ということになりまして、この1－3の方においては、前計画での振り返りを踏まえた本計画策定時である令和2年時における課題というところを示しています。

その後、本計画を進めてきまして、今、中間見直しを行ってきておりますけれども、この計画前期における振り返りを踏まえた課題というものが1－4に入ってきているという形になっています。

ですので、時系列で課題が増えていって、その中で解決している課題というものもあり、その中から新しく出てきたものというのが1－4のところにまた出てきていて、その1－4の方向性を踏まえて、今後、改定の方向性を出している。そして、具体的な施策の変更につながっているという形になっていますので、もともとの計画に重ねているというところで、若干見えにくく申し訳ないところがあるんですけれども、そのような整理で進めさせていただいております。

基礎研究の部分に関しての「分かったこと」は非常に大事だと思っておりますので、そこの書きぶりは少し考えさせていただければと思います。全体の文量ですとか、その中でどのようにするかというのは、事務局で整理させていただきたいと思います。

○笠原会長

塚本委員、よろしいですか。

○塚本委員

ありがとうございます。7 ページの課題が令和2年時点だとすると、なんかそういうような前置きがちょっとだけ付けてあるだけでも理解が全然違うと思いました。

お伝えし忘れたのがもう1個あって、ただの書きぶりの問題なんすけど、29 ページ以降に図表がたくさん出てくると思うんですけど、普通、図表のタイトルって上に付けるんじゃないかなと思っていて、29 見たときに、右上の表を見て、これ何の図だっけって言って、棒グラフを2つ下に目を送ると、図1が出てくるんですけど、上に書いた方がいいんじゃないかなって思いました。これは意見です。

○笠原会長

ありがとうございます。今の図表のタイトルの位置について、どうでしょう。我々が研究論文を書くときは、表が上で、図は下です。市では、文章上の図の標題の表し方というのがあると思うので、もう1回確認をいただいて、それに沿ってやっていただければという点が1点です。そして、先ほど塚本委員もおっしゃったように、事務局はこれを作ってらっしゃるので分かると思うのですが、6 ページの1－3は令和2年度の段階での課題であり、そして、1－4については今回の改定にあたって、令和2年度の課題を踏まえて新たに付け加えたということが少し前振りにあると、今のような塚

本委員のおっしゃられた混乱というのは、若干防げるかなと思いますので、その辺は少し工夫をしていただくことが必要かと思いますので、よろしくお願いいたします。他の委員の方々はいかがでしょうか。久保内委員、お願いいたします。

○久保内委員

久保内です。今の塚本委員の指摘のあったところですね、確かに図表の書き方、難しいところがあるように思います。経年変換になっているので、N 値みたいな、母数の書き方とかそういうのも難しいと思っておりますので、ぜひ見やすいようにしていただけると良いように思います。

それから児童・生徒って言い方なんですけども、小学校児童、中学校生徒というふうな理解で良いかと思いますが、文章として見たときに、28 ページのところで、児童が 8 割程度、生徒は 7 割というふうに書かれているんですけども、その書き方ももしかしたら、小学校児童とか、中学校生徒とか、そういう書き方を加えた方が少し良いように思いました。

○笠原会長

ありがとうございます。この辺の児童・生徒の書き方というのは何かに沿って書いてらっしゃいますか。

○高橋教育総務課課長補佐

茅ヶ崎市で、「小学校の児童」を児童、「中学校の生徒」を生徒という形で記載をしているというところが基本になっています。

ですので、この計画の中においても、そういう意味で児童・生徒というところで全てが統一されている形になっているんですけども、実際にその意味といいますか、「児童というのは小学校の児童を指す」というところとか、そういうことをより市民の方に分かりやすくお伝えするためには、例えば、用語解説なのかどこかで注釈として示していくようなフォローをすることで、対応させていただければなと思っています。計画の全ての児童・生徒を小学校児童、中学校生徒というふうに書き換えると、全体的に文字量がものすごく増えてしまうので、できればそのような対応で考えたいと思っています。

○笠原会長

ありがとうございます。どこかに書いてあることによって、きちっとした理解につながることで、よろしくお願いいたします。それでは、この各施策の説明文の修正については、それ以外にないということでしょうか。塚本委員、お願いします。

○塚本委員

すみません、もう 1 つだけ。31 ページの 4 番目の項目「政策の効果を確認する指標」のところ。これ、本当に踏み込んでここまで書いていただいているのが本当に素晴らしいなと思っております。一方で踏み込んで書いたからこそそのちぐはぐ感みたいなものも自分は読んでいて感じていて、例えば、その政策 1 のタイトル自体は、「児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築」なんです。なので、この政策の可否を判断するのはもちろん子どもたちだと思うんですけど、何かそれ以外の環境のところとか授業づくりっていわれると先生の話も入ってくるん

じゃないかなと思って。

この指標を眺めるとちょっとちぐはぐする部分もあるなと思っていて、これはそのちぐはぐを指摘したいのではなく、難しいところだと思うんですけど、ここをより分かりやすくするためにもっとこの政策のタイトルとその指標のところの一致具合とか、あとこの定量のデータだけじゃなく、定性のデータも入れるっていうのを、第3部では書いてあったと思うのでそういう定性の声も入れますとかも加筆していただくことで、結構、ここ読んでいっての納得感がぐっと上がるんじゃないかなと思いました。以上です。

○笠原会長

丁寧なご指摘ありがとうございます。事務局の方はよろしいですか。

○高橋教育総務課課長補佐

ありがとうございます。今のご意見の中についてもこれから整理していきたいと思うんですけども、確かにこの政策のタイトルとそこの指標のところで、定量的なものだけでなくて定性的なものも含めた形でこれをどのように捉えていってここを見ていくのかというところを、例えばこの確認する指標の説明のところでご案内をする形で、より分かりやすくするような方向で、アプローチを考えていきたいと思います。

○笠原会長

ありがとうございます。よろしくお願いします。

最後になりますけども、資料編の部分について先ほどから用語の部分についてはだいぶ出てきておりますけれども、付け加えておきたいことがございましたら、修正点の4つ目の資料編と同時に、全体を通して気がついたことがあれば、ここで言っていただければと思います。いかがでしょうか。宮瀧委員、お願いします。

○宮瀧委員

72 ページの令和7年度当初予算概要の円グラフがあるんですけど、これはどこまで根拠があるのか分かりませんが、市町村の予算、教育予算が10%を切ると赤信号とかよく話を聞くんですけど、茅ヶ崎12.5%ということで、安心をしました。

私のところなんか時々10%を切ると教育長が慌てて補正を組んで、何とか10%を超えるように、そこがさっき言いましたやっぱり総合教育会議なんかで市長と教育長がね、今まで縦割りだったのが一緒になったところがあって、次年度に予定してた学校校舎の老朽化関係の事業を1年前倒しにするとかね。だからやっぱりこういうのっていうのはよく分かりませんが、1つの目安としてはやっぱり大事だと思いますよね。そういうことが、こうやって明確にグラフで提示されてるっていうのは、市民の方はすごく安心するんじゃないかと思うんですね。

でも、これから質問したようにまた人口の推移も出てますからね。税収がどんどん減っていくでしょうし、補助金等にそれが補えるかどうかとかですね、なかなかこういうところが結構実は大事なデータですよ。だからそういうのがちゃんと資料に載ってるってことはすごく隠す必要もないんでしょうけど、正直にこういうのをちゃんと出してるといいと思いますよね。

だから、市民の方も、こういうデータを使って質問された方がいいと思うんですね。この12%っ

ていうの多いのか少ないのかとか、今後のこの人口の減少ですね、シミュレーションしていくと、学校の統廃合なんかもおそらく出てくると思います。北陵高校の遺跡がなかなか史跡にならないっていうのは北陵高校が移転しないからで、それはもう文化財の方でも10年を超えて調整を県とやってくれてるわけですけども、これはもうやっぱり県立高校が長洲知事の百校計画で作ったわけですけどね、これからもうどんどん数も減りますから。単に北陵高校を移転させるっていう問題じゃなくて、おそらく統廃合との兼ね合いとかいろんな立場からいろんなシミュレーションが行われてるんだと思うんですけどね。やっぱり予算的な根拠、あるいは数字的な根拠を持って考えるっていうのも客観的にすごく大事ですので、こういう資料は本当にありがたいと思いますね。とても評価したいと思います。以上です。

○笠原会長

ありがとうございます。前回、宮瀧委員からご指摘いただいたことをこういう形で示していただいたということは事務局は大変だったと思うんですけども。先ほどの宮瀧委員の文脈をお借りすると、やっぱりこういうものを提示することによって、市民の方から「関心」を持っていただいて、「関心」を持っていただいたところから「共感」が生まれ、そして「共創」という一緒にご自分の住んでいる茅ヶ崎を作っていくという意識が高まってくるということにつながると思います。たかが資料と思わず、目にして手に取っていただいた方々の中から、関心が生まれて、少しでもいい方向に教育が進んでいくというのが1番になると思いますので、事務局の方、いろいろ私たち委員からオーダーがたくさんあると思いますが、前向きに捉えていただいて、ブラッシュアップをしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○宮瀧委員

茅ヶ崎はよく知りませんが、戦後、やっぱり公民館、集会所を作る青年団とかですね、地域のそういう若者が、それを行政が当然、戦後、税収もないし、作れないわけですね。例えば、埼玉県では、飯能市なんかでは、各農家が炭焼きをやっていたんですね。各農家が1俵ずつ炭俵を供出してそれを売って公民館を作ったり、川越なんか芋ですね。芋を農家が一定程度、みんなで出し合ってそれを売って、公民館作ったり集会所作ったりっていう。

だから、行政が全て税金でやるのが理想だけどできなくなってきたときにはね、本当に必要なものはそういった市民の皆さんも一緒にできることをやって、必要なものは維持していくとかね、戦後の厳しい社会の中で、でもそういうことが実際にできていたわけですから、何でも市に頼めばやってくれるっていう認識だけじゃなくてね、市民としてできることが何かっていう、本当にそういう高度な段階に茅ヶ崎は来ていると思いますのでね、ぜひこういうデータなんかも活用されて。公民館は自分たちの手で作ったっていうのが各地多いと思うんですね、図書館もそうかな。そういうところはやっぱりそういう伝統もあるってこともちょっと申し上げたかったんですけど。

○笠原会長

ありがとうございます。それでは、茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版（素案の案）の事務局からいただきました修正点については、一応、全て終わったわけですが、最後に、冒頭でご説明いただいた教育基本計画に係るアンケート結果報告について何か聞いておきたいこととかがあれば、ぜひこの機会ですので、いかがでしょうか。塚本委員、お願いします。

○塚本委員

塚本です。アンケートを拝見しました。とても面白いと思う反面、調査の目的のところに書いてある「家庭や地域社会との関わり、魅力的な学校等についてのニーズや意見を把握する」というのがあるんですが、何ていうか素人を見ると、その目的とこの質問項目がどういう紐づけなのかっていうところは、この資料だとちょっと難しいなと思って、どこまで補足するかの話になると思うんですけど。その調査の目的の他に調査設計の部分とかがもう少し書いてあるとその部分を読み解けていいのかなと思いましたっていうのが1つと、こういったアンケートでは定性の声は聞いてないんでしょうか。定量を立体的にこう目に見えるために、何か児童・生徒の実際の生の声とか文章に触れることはすごい大事だなと思ったときに、結構、質問数も配慮されてる問題数だと思ったので、多分、今回は取ってないんだけど、結構、定性の声も普通に市民としては見たいなと思っての意見でした。

もう1つ、チームみらいってところが今回、参議院選で議席取ったと思うんですけど、チームみらいの人たち、結構、そのデジタルをすごい使って、市民の声を集めるみたいな活動もされていると思っていて、あれなんかブロードリスニングとか広聴 AI みたいな仕組みっていうのは、この教育の中でも保護者とか生徒たちの声を満遍なく拾うって意味でうまく導入していけるといいんじゃないかなっていう、これはちょっとジャストアイデアですが。以上です。

○笠原会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。また、読んでみていただいて、何かあるようでしたら、事務局にお問い合わせ等いただければと思います。よろしくお願いいたします。それでは、その他に移ります。事務局、よろしくお願いいたします。

○高橋教育総務課課長補佐

本日も熱心なご審議をありがとうございました。その他といたしましては、事務連絡になります。次回の審議会は、8月29日を予定してございます。

次回の主たる議題につきましては、「教育委員会の点検・評価結果報告書（令和6年度 自己評価）に対する知見について」ということで予定をしております。よろしくお願いいたします。

○笠原会長

それでは、最後に特に皆さま方から何かございますか。では、三末委員、よろしくお願いいたします。

○三末委員

三末です。この素案の案の件とはちょっと離れるんですけども、私がちょっと読みました新聞記事の中で少し関心を持ったものがあって、茅ヶ崎市の取り組みを伺いたいと思って、少しお話をさせてください。

6月22日の朝日新聞の朝刊に載ってたんですけど、「海老名市が気象観測情報提供サービスを導入した」という記事でして、「群馬県のメーカーが開発したPOTEKA（ポテカ）というもので、現在、全国の約100の自治体が導入して県内で川崎市と大井町が利用しているそうなんです。そのシステムというのは学校の屋上に観測機器を設置して、インターネットやスマートフォンのアプリで誰でも気温や暑さ指数、雨量などを確認できるというもの」で、ピンポイントでの気象の把握にかなり

有効だなど思うんですけど、茅ヶ崎市では導入の予定とか、また似たような対策、何か考えられていらっしゃるんでしょうか。教えてください。

(※6月22日の朝日新聞(朝刊)記事からの引用)

○笠原会長

事務局、回答ができるようであれば、お願いします。

○佐藤委員

学校には、暑さの WBGT 値を測る機械はあります。毎日、測定して、部活動等を行っていますが、ネットにつながっているものではありません。

○竹内教育長

現状といたしましては暑さ対策として、昨年度中に中学校全校に体育館と特別教室にエアコンを設置いたしました。小学校は、本年度から来年度にかけて、整備予定でございまして、来年の夏には全校でエアコンが整備されるというところでございます。先日の津波警報で避難所を設置したときも、駆動していただいているかと思えます。授業中の様子を私も直接、確認をしにまいりましたが、中学校の体育館での体育の授業でかなり集中度も高くできるということで、かなり改善されてるんじゃないだろうかという印象でございます。以上です。

○笠原会長

それでは、他にないようですので、これで本日の審議会を全て終了させていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。終わりにします。

(終了)